

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第6部門第2区分  
 【発行日】平成23年3月17日(2011.3.17)

【公開番号】特開2009-128852(P2009-128852A)  
 【公開日】平成21年6月11日(2009.6.11)  
 【年通号数】公開・登録公報2009-023  
 【出願番号】特願2007-306897(P2007-306897)  
 【国際特許分類】

G 0 2 B 21/24 (2006.01)

【F I】

G 0 2 B 21/24

【手続補正書】

【提出日】平成23年2月2日(2011.2.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

顕微鏡に固定された下板と、  
前記下板の上に設けられ、前記下板に対して第1の方向に移動可能な中板と、  
前記中板の上に設けられ、前記中板に対して第2の方向に移動可能な上板と、  
前記中板の上面端部であって前記第1の方向に沿って設けられ、前記下板に対する前記  
中板の相対的な移動量を表示するための第1のスケールと、  
前記上板の上面端部であって前記第2の方向に沿って設けられ、前記中板に対する前記  
上板の相対的な移動量を表示するための第2のスケールとを備え、  
前記第2の方向であって前記第1のスケール側に前記上板がフルストローク移動した際  
、前記第1のスケールが前記上板の上方向から視認可能となる位置で前記上板が停止する  
を備えることを特徴とする顕微鏡ステージ。

【請求項2】

前記上板の試料載置部は、試料が載置されるべき位置を示すガイド部を備え、  
前記上板および前記中板が基準位置に配置されている状態において、前記ガイド部は、  
その中心が観察位置にある対物レンズの後軸と一致する位置に設けられる  
 請求項1に記載の顕微鏡ステージ。

【請求項3】

前記第1のスケールおよび前記第2のスケールは、それぞれスケールの目盛を指す指標  
を備え、  
前記基準位置は、前記指標が前記第1のスケールおよび前記第2のスケールの目盛の0  
を示す位置である  
 請求項2に記載の顕微鏡ステージ。

【請求項4】

請求項1乃至3のいずれか1の前記顕微鏡ステージを備えた顕微鏡。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【 0 0 0 7 】

本発明の顕微鏡ステージは、顕微鏡に固定された下板と、前記下板の上に設けられ、前記下板に対して第1の方向に移動可能な中板と、前記中板の上に設けられ、前記中板に対して第2の方向に移動可能な上板と、前記中板の上面端部であって前記第1の方向に沿って設けられ、前記下板に対する前記中板の相対的な移動量を表示するための第1のスケールと、前記上版の上面端部であって前記第2の方向に沿って設けられ、前記中板に対する前記上板の相対的な移動量を表示するための第2のスケールとを備え、前記第2の方向であって前記第1のスケール側に前記上板がフルストローク移動した際、前記第1のスケールが前記上板の上方向から視認可能となる位置で前記上板が停止することを特徴とする。